

個人番号利用目的同意書 兼 個人番号貼付台紙

下記の者は、下記生徒在学中において、滋賀県教育委員会事務局教育総務課が、下記事務にかかる手続きを処理するとき、および事務手続きに必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

該当事務

●修学支援に関する下記事務

☐ 滋賀県立高等学校の授業料および通信教育受講料の減免に関する事務☐ 滋賀県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務☐ 滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務

(いずれも「滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例」別表第1の教育委員会の項第1号、第3号および第4号に定める事務)

生徒	学校名		
	学年、クラス等		
	ふりがな		
	氏名		

保護者等	ふりがな		
	氏名	※本人自署	
	生徒との関係	☐ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人	
保護者等	ふりがな		
	氏名	※本人自署	
	生徒との関係	☐ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人	

記入上の注意

- フリクションペンなど、消せるタイプのペンは使用しないでください。
- 訂正があるときは二重線で消した上、空いているスペースにお書きください。訂正印は不要です。
(修正テープ等不可)
- 「氏名」……同意する保護者等が自ら署名してください。また、裏面①～④のマイナンバー記載書類に書かれたとおりの表記方法(漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット)でご記入ください。
- 「生徒との関係」……就学支援金の受給資格認定申請書または収入状況届出書の裏面でチェックした「親権者」「未成年後見人」「主たる生計維持者」「生徒本人」からお選びください。

(DV・虐待等の被害を受けて避難している方)

- 加害者がマイナンバーカードを保有している場合は、課税証明書等により所得確認を行ってください。
- ただし、マイナンバーカードを再発行されている場合は、個人番号の利用を妨げるものではありません。

→マイナンバーの記入および確認書類の貼付は裏面

個人番号確認(および身元確認)書類貼付台紙

学年、クラス、番号等	年 組 番
生徒氏名	

保護者等1	氏名														
	マイナンバー														
保護者等2	氏名														
	マイナンバー														

STEP1 <下記のうちいずれかの**番号確認書類**を貼り付けて提出してください。>

保護者等1

①マイナンバーカードのコピー
(カバーをはずし、マイナンバー記載面のコピー)

②マイナンバー通知カード 表面のコピー

※②の場合は、記載内容(氏名、住所、性別、個人番号)に変更がない場合のみ番号確認書類として貼り付けることが可能です。(変更があっても裏面に最新の内容が記載されている場合は使用可能です)

②(マイナンバー通知カードの場合) 裏面のコピー

保護者等2

①マイナンバーカードのコピー
(カバーをはずし、マイナンバー記載面のコピー)

②マイナンバー通知カード 表面のコピー

※②の場合は、記載内容(氏名、住所、性別、個人番号)に変更がない場合のみ番号確認書類として貼り付けることが可能です。(変更があっても裏面に最新の内容が記載されている場合は使用可能です)

②(マイナンバー通知カードの場合) 裏面のコピー

※上記①、②がない場合は、③マイナンバーが記載された住民票の写しまたはそのコピー、もしくは④マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書またはそのコピー を本台紙に添えて提出してください。
★③④ともに、**該当の保護者等のみが記載されたもの**。他の世帯員は記載しないでください。

STEP2 <身元確認書類として、**写真付きの身分証明書**などを貼り付けて提出してください。>

保護者等1

●写真付き身元確認書類のコピー
例) マイナンバーカードの表面
運転免許証
など

保護者等2

●写真付き身元確認書類のコピー
例) マイナンバーカードの表面
運転免許証
など

※教育委員会・学校記入欄